

許認可等の統一的把握の結果

平成26年4月1日現在の許認可等の根拠条項等数

(参考)平成24年3月31日現在

○ 14,818

○ 14,579

府省等ごとの許認可等の根拠条項等数

府省等名	根拠条項等数	府省等名	根拠条項等数
内閣官房・内閣府	95	財務省	842
公正取引委員会	20	文部科学省	457
国家公安委員会	92	厚生労働省	2,420
金融庁	2,283	農林水産省	1,630
消費者庁	45	経済産業省	2,176
総務省	651	国土交通省	2,641
法務省	330	環境省	1,065
外務省	41	防衛省	30
		合計	14,818

(注) 内閣官房・内閣府には特定個人情報保護委員会の数が含まれている。

許認可等の根拠条項等数の増加の例

- 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)による「医療機器等の製造販売業の許可」、「再生医療等製品の製造販売業の許可」等 126

主な内容

従来、薬事法の規定では、「医療機器」、「再生医療等製品」を「医薬品等」と区別せず、製造販売業の許可等の許認可等を同じ条文中に定めていたが、「医療機器」、「再生医療等製品」の特性を踏まえつつ、これらをそれぞれ別の条文中で許認可等を規定するよう改める。

(改正により、薬事法は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改題)

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)における預金保険法の改正による「金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る認定」等 86

主な内容

市場型金融危機への対応のため、金融システム上重要な金融機関等について、資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性を認定し、当該金融機関等に対し資本の増強等必要な措置を行う。

- 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)の制定に伴う原子炉等規制法の改正による「発電用原子炉の設置許可」等 53

主な内容

従来、原子炉等規制法の規定では、「試験研究用等原子炉」と「発電用原子炉」を区別せず、設置許可等の許認可等を同じ条文中に定めていたが、両者を区別し、「発電用原子炉」については、一層の安全対策を求める。

(参考)許認可等の統一的把握について

○ 許認可等の統一的把握は、法令等に基づく許認可等の状況を定量的に示すもの

← 昭和60年から実施

〔「当面の行政改革の具体化方策について」(昭和60年9月24日閣議決定)
「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)〕

許認可等の範囲

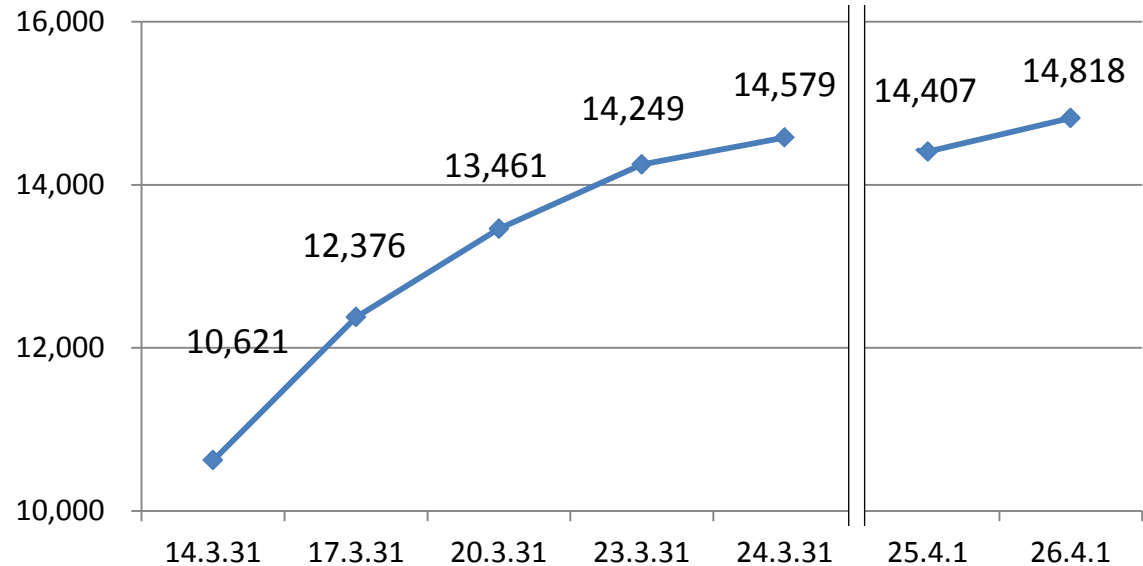
○ 国民の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、「許可」等の用語を使用しているもの

(許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等)

許認可等の数え方

○ 法令等の中で、「許可」等の用語が含まれている「条項等」をカウント

根拠条項等数の推移



(注) 複数の府省等が関係する許認可等について、平成24年3月31日時点までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25年4月1日時点以降は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。